

非常変災時など緊迫事態における非常措置について【保存版】

本校では、「大津市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」により、下記のように措置を執ります。つきましては、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1 気象

真野北小学校区の場合は、

① 滋賀県全域 ② 滋賀県南部 ③ 近江南部 ④ 大津市北部 になります。

- (1) 午前7時の時点で、県内に暴風を含む警報が発表されている場合、その日は臨時休業とします。(学校からのメール配信は原則致しません。)
- (2) 午前7時の時点で、大津市北部に特別警報が発表されている場合、その日は臨時休業とします。(学校からの tetoru 配信は原則致しません。)
- (3) 午前7時前後の時間帯に、以下の状況が真野北学区地域に発生している場合は、臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行う場合があります。その場合は、学校からの tetoru 配信に従ってください。(電話連絡は致しません。)
 - ① 登校後に暴風を含む警報又は特別警報の発表が予想される場合
 - ② 大雨警報、洪水警報、大雪警報などが発表されている場合
 - ③ 土砂災害警戒情報が発表されている場合
 - ④ 避難情報が発表され、本校が避難所となっている場合
 - ⑤ 大雨や大雪等の影響により、児童の安全の確保が難しい場合

2 地震

前日の午後3時から当日の午前7時までの間に、大津市で震度5弱以上を観測した場合は臨時休業とします。ただし、実情に合わせながら登校を判断する場合があります。その場合は、学校からの tetoru 配信に従ってください。(電話連絡は致しません。)

【裏面へ】

3 武力攻撃事態等

前日の午後3時から当日の午前7時までの間に、大津市民に対して武力攻撃事態等による警報の報道があった場合、臨時休業とします。ただし、実情に合わせて登校を判断する場合があります。その場合は、学校からの tetoru 配信に従ってください。（電話連絡は致しません。）

4 その他

登校中や登校後、上記の1～3事態になった場合、通学路の安全確認後、下校時刻を繰り上げて集団下校または、保護者への引き渡しをする場合があります。

- ① 学校からの tetoru 配信に従ってください。
- ② 下校時刻繰り上げの際の下校（帰宅）先をお子様と事前に確認をしておいてください。
- ③ 児童クラブ通所児童は、児童クラブと連携します。児童クラブからの連絡に従ってください。
- ④ 引き渡しになった場合、学校提出用「緊急時引き渡しカード」により対応をします。（記載内容に変更が生じた場合は、速やかに担任までご連絡ください。）

気象情報と措置一覧

大津市立真野北小学校

	発表	基準となる時刻	措置	tetoru 配信
気象	暴風を含む警報	当日午前7時	臨時休業	原則なし
	特別警報	当日午前7時	臨時休業	原則なし
	暴風を含む警報 特別警報	当日午前7時以降	臨時休業や始業時刻繰り下げ下校時刻繰り上げ等の可能性有	あり ※内容に従ってください
	大雨警報 洪水警報 大雪警報 土砂災害警戒情報	当日午前7時前後		配信の場合あり ※内容に従ってください
	避難所開設		臨時休業 ※登校の可能性有	あり ※内容に従ってください
地震	震度5弱以上の地震	前日午後3時～ 当日午前7時		配信の場合あり ※内容に従ってください
武力攻撃等	武力攻撃事態等による警報			